（表）

第　　号

立 入 検 査 証

写
真

下記の者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第３項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

国土交通大臣　　印

年　　月　　日交付（２年有効）

（裏）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律抜すい

第12条第３項

製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第９条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第４項

前３項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第15条

第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。